

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 1 - 2
- 2 案件名 市立安倉西身体障碍（がい）者支援センターエレベーター機器整備工事
- 3 案件場所 宝塚市 安倉西 2 丁目 地内
- 4 契約期間 令和 4 年（2022 年）4 月 27 日（予定） ～
令和 4 年（2022 年）11 月 30 日
- 5 契約相手方
住所： 大阪府茨木市庄 1-28-10
社名： フジテック株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)
既存エレベーターの制御盤等の改修工事であるため、既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用において、責任体制が不明確になるなど、著しい支障が生ずるおそれがあるため。
7. 問合わせ先
課名： 障碍福祉課 内線： 2540

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 1 - 5
- 2 案件名 市立中山台コミュニティセンターエレベーター更新工事
- 3 案件場所 宝塚市 中山桜台5丁目 地内
- 4 契約期間 令和4年(2022年)5月9日(予定) ~
令和4年(2022年)12月23日
- 5 契約相手方
住所: 大阪府茨木市庄1-28-10
社名: フジテック株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
既存エレベーターのリニューアル工事であり、既存部材を一部流用するため、既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用において、責任体制が不明確になるなど、著しい支障が生ずるおそれがあるため。
7. 問合わせ先
課名: 市民協働推進課 内線: 2023

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 2 - 1 4
- 2 案件名 市立丸橋小学校エレベーター更新工事
- 3 案件場所 宝塚市 山本丸橋4丁目 地内
- 4 契約期間 令和4年(2022年)5月9日(予定) ~
令和5年(2023年)1月31日
- 5 契約相手方
住所： 大阪府大阪市北区堂島浜一丁目2番1号
社名： 株式会社 日立ビルシステム
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
エレベーターの既存不適格解消工事であるため、既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用において、責任体制が不明確になるなど、著しい支障が生ずるおそれがあるため。
7. 問合わせ先
課名： 施設課 内線： 2187